

熊本県収用委員会公告第 19 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
田口	2939 番	墓地	宅地	472	612.30	275.00
			墓地			337.30

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
田口組財産管理会
会長 村口厚志
熊本県人吉市願成寺町 470 番地 1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
土地使用借権者
尾方茂
熊本県球磨郡五木村甲 3479 番地
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 20 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
久領	315 番	宅地	宅地	370.54	370.24	370.24

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
国土交通省（持分 60 分の 59）
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞ヶ関二丁目 1 番 3 号
槌田令子（持分 60 分の 1）
熊本県八代市豊原下町 4089 番地の 11
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 21 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類

- 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
久領	307番	墓地	墓地	380	528.80	528.80

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 なし
 4 土地所有者の氏名及び住所
 不明 ただし
 土地登記簿表題部所有者欄記載
 土屋熊吉外21名
 存否不明
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第22号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
久領	315番2	墓地	墓地	16	15.10	15.10
	356番2	墓地	田	9.91	17.94	17.94

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 なし
 4 土地所有者の氏名及び住所
 不明 ただし
 土地登記簿表題部所有者欄記載
 山下甚吉
 存否不明
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第23号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
下手	2821番2	宅地	宅地	397.89	200.60	200.60

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

- なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 登記名義人高田辰雄（持分41分の1）の相続人
高田拓一（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2997番地の76
- 登記名義人早田源象（持分41分の1）の相続人
早田光明（持分41分の1）
熊本県球磨郡相良村大字深水977番地10
- 佐藤孝（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲3321番地の1
- 續山良春（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2997番地の53
- 森山スエ（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲3374番地の12
- 杉山トメ（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲3043番地の6
- 登記名義人岡本文男（持分41分の1）の法定相続人
岡本ツマエ（持分82分の1）
熊本県球磨郡相良村大字深水1361番地1
- 岡本仁一（持分328分の1）
愛知県名古屋市中熱田区河田町54番地藤喜荘202号
- 岡本精二（持分328分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2672番地の31
- 桑原和子（持分328分の1）
熊本県球磨郡相良村大字深水1361番地の1
- 田山敏子（持分328分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2997番地77
- 川橋義男（持分41分の1）
熊本県人吉市上薩摩瀬町341番地2
- 白柿馨（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2672番地の13
- 森崎ワカ子（持分41分の1）
熊本県熊本市龍田七丁目17番20号
- 登記名義人田山進（持分41分の1）の法定相続人
田山ヒデ子（持分82分の1）
熊本県熊本市八反田二丁目5番35号
- 田山耕司（持分246分の1）
熊本県熊本市八反田二丁目3番45号
- 田山稔征（持分246分の1）
熊本県熊本市長嶺西二丁目26番9号
- 田山隆三（持分246分の1）
熊本県熊本市八反田二丁目5番35号
- 登記名義人森山熊市（持分41分の1）の相続人
森山サチ子（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲3374番地の13
- 登記名義人永里光男（持分41分の1）の相続人
永里利光（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2997番地の72
- 登記名義人村内福松（持分41分の1）の相続人
村内朝香（持分41分の1）
熊本県人吉市下原田町字瓜生田159番地1
- 登記名義人岡田善作（持分41分の1）の相続人
岡田猛志（持分41分の1）
熊本県球磨郡錦町大字一武2127番地の1
- 登記名義人岩本マサノ（持分41分の1）の法定相続人
岩本昇（持分41分の1）
神奈川県座間市緑ヶ丘四丁目14番8号ライオンズマンション相武台306号
- 登記名義人堂坂實（持分41分の1）の相続人
堂坂ヨシ子（持分41分の1）
熊本県熊本市銭塘町379番地8
- 登記名義人吉松松男（持分41分の1）の相続人
吉松猛（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2997番地の58
- 川橋續（持分41分の1）
熊本県球磨郡五木村甲2997番地の15
- 登記名義人木野友一（持分41分の1）の相続人
木野睦夫（持分41分の1）